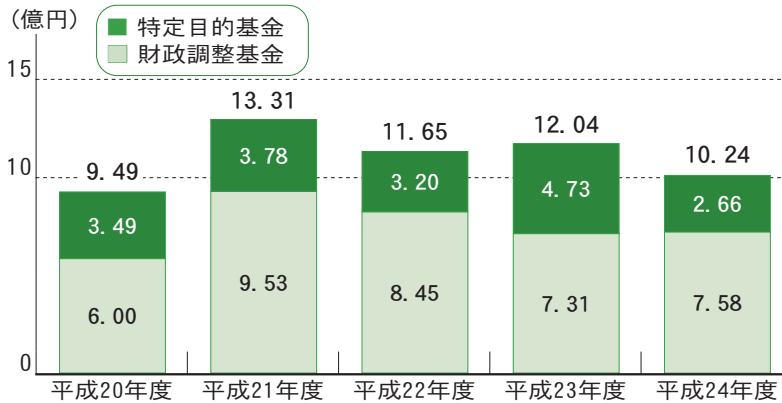


## 基金の推移

※当初予算額

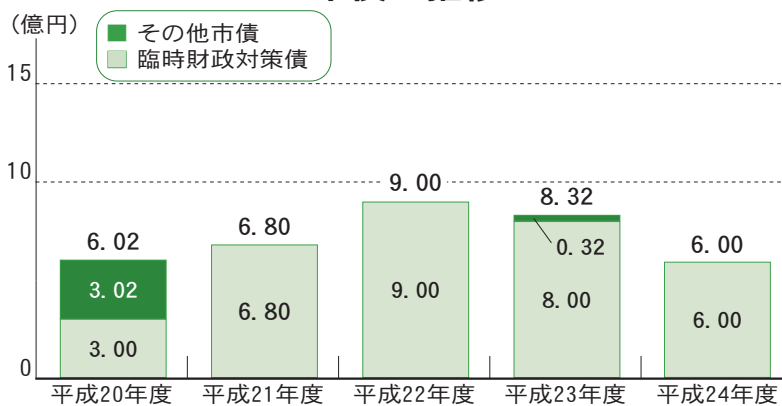


「基金」は、将来のまちづくりに備えた積立金で、家庭でいう「貯金」にあたります。「財政調整基金」は経済事情の変動などによって財源が著しく不足する場合などに活用される財源調整のための基金です。

## 基金と市債の推移

## 市債の推移

※当初予算額



平成24年度は基金を10億2400万円繰り入れ、この内、財政調整基金の繰入金は7億5833万円としました。「市債」は、家庭でいう「借金（ローン）」にあたります。平成24年度は6億円の借入れを行います。各年度における当初予算の「基金」の繰入額と「市債」の借入額は次の表のとおりです。



家計は厳しいみたいだなあ。僕も無駄づかいをしないようにして、パパとママと一緒にがんばらなくちゃ！



## 太郎家の家計簿

市の平成24年度一般会計予算198億8,000万円を、毎月の家計費20万円に置き換えてみると…。



太郎くんの家では、給料が10万600円のため、月の家計費20万円には9万9,400円不足してしまいます。そのため、親からの支援や貯金の取り崩し、銀行などからの借入れを行うなどして家計費を補っています。

借金や貯金の取り崩しが、なるべく少なくなるように、支出の面でも将来のことを考え、余計なものを買わないなどの努力をしていますが、家族の医療費なども必然的に増加してしまい、厳しい家計状況はここ数年変わっていません。

将来への貯蓄も必要なので、太郎くんには、欲しいものを我慢するなど、引き続き協力してもらわなくてはなりません…。

| 収入                     |          | 支出                    |          |
|------------------------|----------|-----------------------|----------|
| 給料（市税）                 | 100,600円 | 子どもなどへの援助（補助費等・繰出金）   | 57,000円  |
| 親からの支援（国・都支出金、地方譲与税など） | 62,000円  | 医療費（扶助費）              | 56,000円  |
| ものを売ったお金、貯金の利子や配当（その他） | 14,000円  | 食費・家賃（人件費）            | 36,000円  |
| 貯金の取り崩し（基金繰入金）         | 10,400円  | 光熱水費・電話代（物件費）         | 30,600円  |
| 銀行などからの借入れ（市債）         | 6,000円   | ローンの返済（公債費）           | 11,600円  |
| パート収入（使用料・手数料、分担金など）   | 6,000円   | 庭の整備・家電製品の購入（普通建設事業費） | 6,400円   |
| 前月から繰り越したお金（繰越金）       | 1,000円   | その他（積立金等）             | 2,400円   |
| 合 計                    | 200,000円 | 合 計                   | 200,000円 |

※（ ）内は市の予算に置き換えた費目を表します。

もっと輝く

# 羽村

を目指して

新年度を迎えて、市民の皆さんの生活と関わりの深い、2つの条例と1つの計画を新たに制定・策定しましたのでお知らせします。

## 羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例の制定

市では、これまでもごみの

不法投棄や飼い犬のふんの放置などについて、広報などを通じて、一人ひとりのマナーやモラルの大切さを訴えてきましたが、それだけでは改善できない状況が増えています。

そこで、ポイ捨てや飼い犬のふんの放置の禁止、路上喫煙などの制限を行うことで、皆さんが安心して生活できる良好な生活環境を確保するため、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を制定しました。

### 条例の概要

#### ◆市の責務および

#### 市民などへのお願い

市は、関係機関と連携して、この条例に関する施策の実施に努めます。

市民の皆さんは、市の実施する施策に協力してください。



#### ◆ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を禁止します

屋外の公共の場所、他人の土地にポイ捨てや飼い犬のふんの放置をしないでください。

#### ◆路上喫煙を制限します

周りの人にとって迷惑や危険となる場合は、路上喫煙をしないでください。

7月1日(日)から

は、指定された禁

煙地区内では路上

喫煙できません。



※禁煙地区内に指定された喫煙場所がある場合は、その場所でのみ喫煙できます。

#### ◆禁煙地区および

#### 喫煙場所を指定します

人通りが特に多く、接触によるやけどや受動喫煙などが多く発生すると思われる地区を禁煙地区として指定します。

#### ◆環境指導員の配置

環境指導員による中止や回収などの指導・勧告を行うことがあります。

#### ◆条例の対象など

この条例に定める「市民など」とは、市内に居住・滞在・通過する人のことです。そのため羽村市外の人、この条例の対象となります。

「公共の場所」とは、市内の道路や公園・河川などの皆が立ち入れる場所のことです。

「ポイ捨て」とは、いろいろな容器や包装・たばこの吸い殻のほか、食べ物などをみだりに捨てることです。

「飼い犬のふんの放置」とは、飼い犬がしたふんを持ち帰らずに、その場から離れることです。

「路上喫煙」とは、屋外の公共の場所での喫煙することです。

※この条例は4月1日(日)に公布し、7月1日(日)から施行となります。また、罰則の適用は10月1日(月)からの予定です。

※詳しくは、広報はむら6月15日号に掲載予定です。

問合せ 環境保全課環境保全係

